

結婚相談のご案内

弥富市では、弥富市社会福祉協議会と共同事業にて、結婚を考えている満20歳以上の独身男女を対象に、結婚相談を行なっています。

結婚を希望される方に、気軽に相談できる場や出会いの場を提供します。

結婚相談員が秘密を守り、誠意をもって相談に応じます。

まずは気軽にお問い合わせください。



1. 相談日時と場所

日時：毎月第2水曜日 午後1時から午後4時まで

※ 相談は無料です。

※ 事前予約が必要です。

予約先：社会福祉法人弥富市社会福祉協議会 地域福祉活動推進部門

電話 0567-65-8105

場所：弥富市総合福祉センター 1階 相談室

2. 相談対象者

相談対象者は満20歳以上の独身者で、次のいずれかに該当する結婚希望者とします。

- ・ 弥富市内に住所を有する方
- ・ 弥富市内の事業所等に勤務する方
- ・ 結婚後、弥富市内に定住する意思のある方

3. 相談支援の流れ

事前予約 ⇒ 相談 ⇒ 登録手続き ⇒ パートナー選び（台帳閲覧） ⇒ 相談員に紹介を依頼 ⇒ 相談員が相手方に連絡を取る ⇒ 双方が了解の時 ⇒ 対面

4. 登録の手続き

(1) 結婚相談申込書、同意書兼誓約書に必要事項を記入。

(自己紹介、配偶者についての希望など)

結婚相談申込書（PDF）、同意書兼誓約書（PDF）をダウンロード

※ 登録の有効期間は申し込み日より3年間とします。更新希望の方は再度申し込みが必要となります。

※ 結婚相談申込書及び写真については返却いたしません。

※ まずは、お問い合わせいただき、質問等があればお答えします。ご登録は相談へのご理解をいただいた後、行っていただきます。

(2) 登録時に必要なもの

- ① 写真4枚：半年以内撮影の顔写真（タテ7cm×ヨコ6cm・2枚）
半年以内撮影の全身写真（L版タテ・2枚）
- ② 本人確認用書類：公的機関が発行する顔写真付の身分証明書の写し
- ③ 印鑑

5. 登録される方へのお願い

(1) 知り得た全ての事項は、秘密を厳守してください。

(2) 相談員の了解なく、相手方と面会、訪問、電話などはしないでください。

※ 上記に違反するとき及び結婚活動相談支援事業実施要綱第13条に該当する場合は、登録を取り消すものとします。

【参考】「社会福祉法人弥富市社会福祉協議会結婚活動相談支援事業実施要綱」抜粋
第13条 会長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員の登録を取り消すものとする。

- (1) 登録の取消しを申し出たとき。
- (2) 申込書その他の書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 他の会員に著しく迷惑を及ぼし、又は損害を与えたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が不相当と認めたととき。



【問い合わせ先】

- ◆ 社会福祉法人弥富市社会福祉協議会 地域福祉活動推進部門
〒498-0021 愛知県弥富市鯉浦町上本田95番地1
電話 0567-65-8105 FAX 0567-65-8002
E-mail : yatomi-shakyo@clovernet.ne.jp

- ◆ 弥富市市民生活部市民協働課 市民協働グループ
〒498-8501 愛知県弥富市前ヶ須町南本田335番地
電話 0567-65-1111 FAX 0567-67-4011
E-mail : kyodo@city.yatomi.lg.jp